

行財政改革推進審議会の進め方

1 審議会の設置目的（条例第1条）

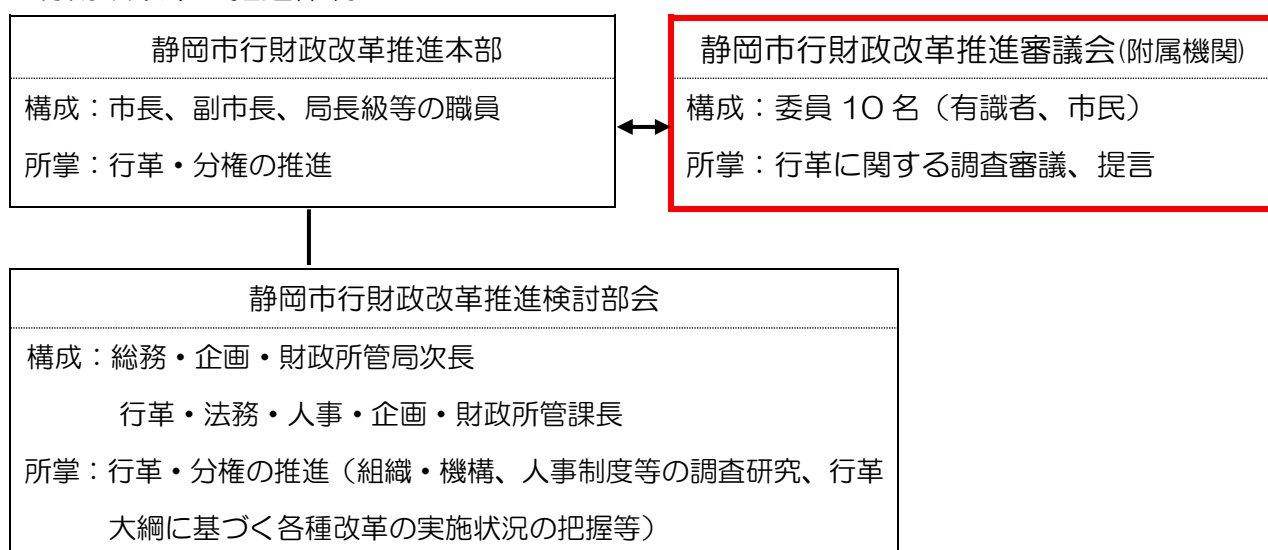
市の行財政の改善合理化について調査審議し、簡素で効率的な市政の実現に資するため

2 審議会の所掌事務（同第2条）

(1)市長の諮問に応じた市の行革推進に関する重要事項の調査審議

(2)行革の推進状況に関する提言

3 行財政改革の推進体制



4 第7期行革審の主な審議事項等（平成29年度）

(1)第3次行財政改革前期実施計画の進捗管理（全2回：8月22日、9月12日）

- ・第3次行革前期実施計画登載事業の平成28年度実績の進捗管理（達成状況・今後の対応策・新規事業等への提言など）を行う。

(2)諮問テーマの審議（全3回：10月3日～）

- ・市長が諮問する審議テーマに対する審議（意見・提案・今後の方向性など）を行う。

※審議テーマの詳細は10月3日にご説明させていただきます。

(3)諮問事項に対する市への答申（全1回：3月）

- ・諮問事項の審議結果をまとめ、市当局への答申を行う。

5 第7期行革審スケジュール（予定）

【平成29年度】全7回

時 期		内 容
第9回	7月26日(水) 10:00~12:00	今年度のスケジュール、答申に対する市施策案の報告、行財政改革前期実施計画（29.3月改訂）の報告
第10回	8月22日(火) 9:30~12:00	第3次行革前期実施計画の進捗管理(その1)
第11回	9月12日(火) 9:30~12:00	// (その2)
第12回	10月3日	審議1
第13回	11月	審議2
第14回	1月~2月	審議3
第15回 (答申)	3月	審議テーマの答申

※スケジュールは予定です。事業の進捗状況等により審議内容が変更になる場合があります。

静岡市行財政改革推進審議会条例

(設置)

第1条 静岡市は、市の行財政の改善合理化について調査審議し、もって簡素にして効率的な市政の実現に資するため、静岡市行財政改革推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 市長の諮問に応じ、市の行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 行財政改革の推進状況について提言等を行うこと。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市の行財政について優れた識見を有する者

(2) 市民

3 市長は、前項第2号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (略)